

○湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

令和 6 年 11 月 29 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例（令和元年湖南衛生組合条例第 3 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、職員の育児休業等について、必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第 2 条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（第 1 号様式）により、育児休業を始めようとする日の 14 日前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(条例第 3 条の 2 第 3 号及び第 3 条の 3 の規則で定める特別の事情)

第 3 条 条例第 3 条の 2 第 3 号及び第 3 条の 3 の規則で定める特別の事情は、条例第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

(条例第 3 条の 2 第 3 号ウの特に必要と認められる場合)

第 4 条 条例第 3 条の 2 第 3 号ウの特に必要と認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 3 条の 2 第 3 号ウに規定する当該子について、保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の 1 歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である場合又は産後 8 週間を経過しない場合
- (3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例第3条の3第3号の特に必要なと認められる場合)

第5条 前条の規定は、条例第3条の3第3号の特に必要なと認められる場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第6条 第2条の規定は、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。

(承認の通知)

第7条 任命権者は、第2条及び前条に規定する請求を承認したときは、育児休業等承認通知書(第2号様式)により、当該請求をした職員に通知する。

(養育状況等の変更の届出)

第8条 育児休業をしている職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、養育状況等変更届(第3号様式)により任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡したとき。
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなったとき。
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなったとき。
- (4) 条例第7条に規定する事由に該当したとき。

(育児休業の承認の取消し等の通知)

第9条 任命権者は、育児休業をしている職員について、育児休業の承認を取り消したとき、又は育児休業の承認の効力が失われたときは、育児休業・部分休業承認取消等通知書(第4号様式)により、当該育児休業に係る職員に通知する。

(職務復帰)

第10条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第7条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(部分休業の承認の請求手続等)

第11条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(第5号様式)により、部分休業を始めようとする日の14日前までに行うものとする。

2 第2条第2項及び第7条から第9条までの規定は、部分休業について準用する。

(給与の減額)

第12条 条例第9条第1項の規定により給与を減額するときは、湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和43年湖南衛生組合規則第3号）第7条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

育 児 休 業 承 認 請 求 書

		年 月 日	
(任命権者)		殿	
		請求者 所 属	
		氏 名	
下記のとおり育児休業の承認を請求します。			
記			
1 請求に係る子			
氏 名			
職 員 と の 続 柄			
生 年 月 日		年 月 日	
2 請求の内容（該当する□にレ印を記入すること。）			
☐ 育児休業		☐ 育児休業の期間の延長	
☐ 再度の育児休業		☐ 再度の育児休業の期間の延長	
再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長の場合は、その必要な事情			
3 請求期間			
		年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間			
		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで
5 備考			

(注) 1 この請求書は、育児休業を始めようとする日の14日前までに提出すること。

2 請求に係る子について初めてこの請求を行う際には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可。）を添付すること。

係	庶務係長	総務課長	事務局長

育 児 休 業 等 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

（任命権者）

育 児 休 業

下記のとおり 育児休業の期間の延長 を承認します。

部 分 休 業

記

1 育児（部分）休業期間	年	月	日から
	年	月	日から
	午前	時	分から
	午前	時	分まで
	午後	時	分から
	午後	時	分まで

2 育児休業等に係る子の氏名

（注） 育児休業の期間の延長は、条例に定める特別の事情がある場合を除き、1回に限られる。

養育状況等変更届

年 月 日

(任命権者) 殿

届出者 所 属 _____
氏 名 _____

下記のとおり 育児休業 部分休業 に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

記

1 届出の事由（該当する□にレ印を記入すること。）

☐ 休業に係る子が死亡した。

☐ 休業に係る子が職員の子でなくなった。

☐ 休業に係る子を養育しなくなった。

☐ その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 養育状況について変更があった場合は、遅滞なく届け出ること。

係	庶務係長	総務課長	事務局長

育 児 休 業 ・ 部 分 休 業
承 認 取 消 等 通 知 書

年 月 日

殿

(任命権者)

下記のとおり 育児休業
部分休業 の承認 を 取 り 消 し た ので通知します。
の効力が失われた

記

1 取り消した又は効力が失われた期間

年 月 日から
年 月 日まで

2 理由

.....

.....

.....

.....

.....

第5号様式（第11条関係）

(表)

部 分 休 業 承 認 請 求 書

				年 月 日		
(任命権者)				殿		
				請求者 所 属 _____		
				氏 名 _____		
下記のとおり部分休業の承認を請求します。						
記						
1 請求に係る子	氏 名					
	職 員 と の 続 柄					
	生 年 月 日		年 月 日			
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間			時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎日 ☐ その他 〔 〕	午前	時	分から
					時	分まで
3 部分休業中の 育 児 時 間				午後	時	分から
					時	分まで
				午後	時	分から
4 備 考					時	分まで

- (注) 1 この請求書は、部分休業を始めようとする日の14日前までに提出すること。
- 2 請求に係る子について初めてこの請求を行う際には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可。）を添付すること。

係	庶務係長	総務課長	事務局長

(裏)

[illegible]